

防府市告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、令和五年三月十七日から二週間、防府市土木都市建設部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

防府市長 池田 豊

一 占用を制限する区域

次に掲げる路線の区間の道路の区域

路線名	区間
市道自由ヶ丘線	大字大崎字日ノ本五〇四番三地从先から 自由ヶ丘一丁目九九番一二地从先まで
市道日ノ本高井団地線	大字大崎字信定一九六番一地从先から 大字大崎字友光三六三番一地从先まで
市道一ノ榊線	大字浜方字大浜一ノ榊三九六番五地从先から 大字浜方字大浜一ノ榊四一五番一四地从先まで
市道中関西浦線	大字田島字新上地東一ノ丁一五〇四番五地从先から 大字田島字新上地東一ノ丁一五二一番一地从先まで
市道戎町今宿線	戎町二丁目一二五三番地先から 沖今宿二丁目三四三五番一地从先まで
市道大林寺伊佐江線	駅南町二〇三番一地从先から 駅南町五番一二地从先まで
市道大林寺勝間線	車塚町一四五四番地先から 車塚町一四九八番一地从先まで
市道新田古浜線	大字浜方字古浜七五番一地从先から 大字浜方字古浜九四番一地从先まで
市道新築地一号線	新築地町二番三地从先から 新築地町二番二地从先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（次に掲げるものを除く。）

(一) 占用の制限の開始の日前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの

(二) 新たに地上に設けることについてやむを得ない事情があり、かつ、道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められるもの

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の日

令和五年四月一日